

富士見市都市計画下水道事業



公共下水道整備計画について

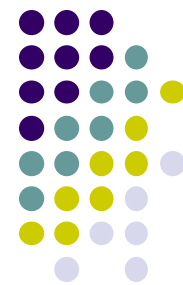
変更案の概要

富士見市下水道課



下水道事業の目的

- 汚水事業
都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資することを目的とする。
- 雨水事業
水害のない安全なまちづくりの確立を観点に、降雨時における浸水被害の防除を目的とする。



下水道事業の種類

- 流域下水道事業
- ◆ 公共下水道事業（流域関連、単独）
- ◆ 特定環境保全公共下水道事業（流域関連、単独）
- 特定公共下水道事業
- 都市下水路事業

（その他類似施設）

- ◇ 農業集落排水事業 ・ ・ ・ 農林水産省
- ◇ 合併処理浄化槽事業 ・ ・ ・ 環境省

荒川右岸流域下水道汚水施設の配置

富士見市が関連する主な施設

- 新河岸川幹線
- 砂川掘幹線
- 江川幹線
- 柳瀬川幹線
- 富士見中継ポンプ場
- 新河岸川水循環センター

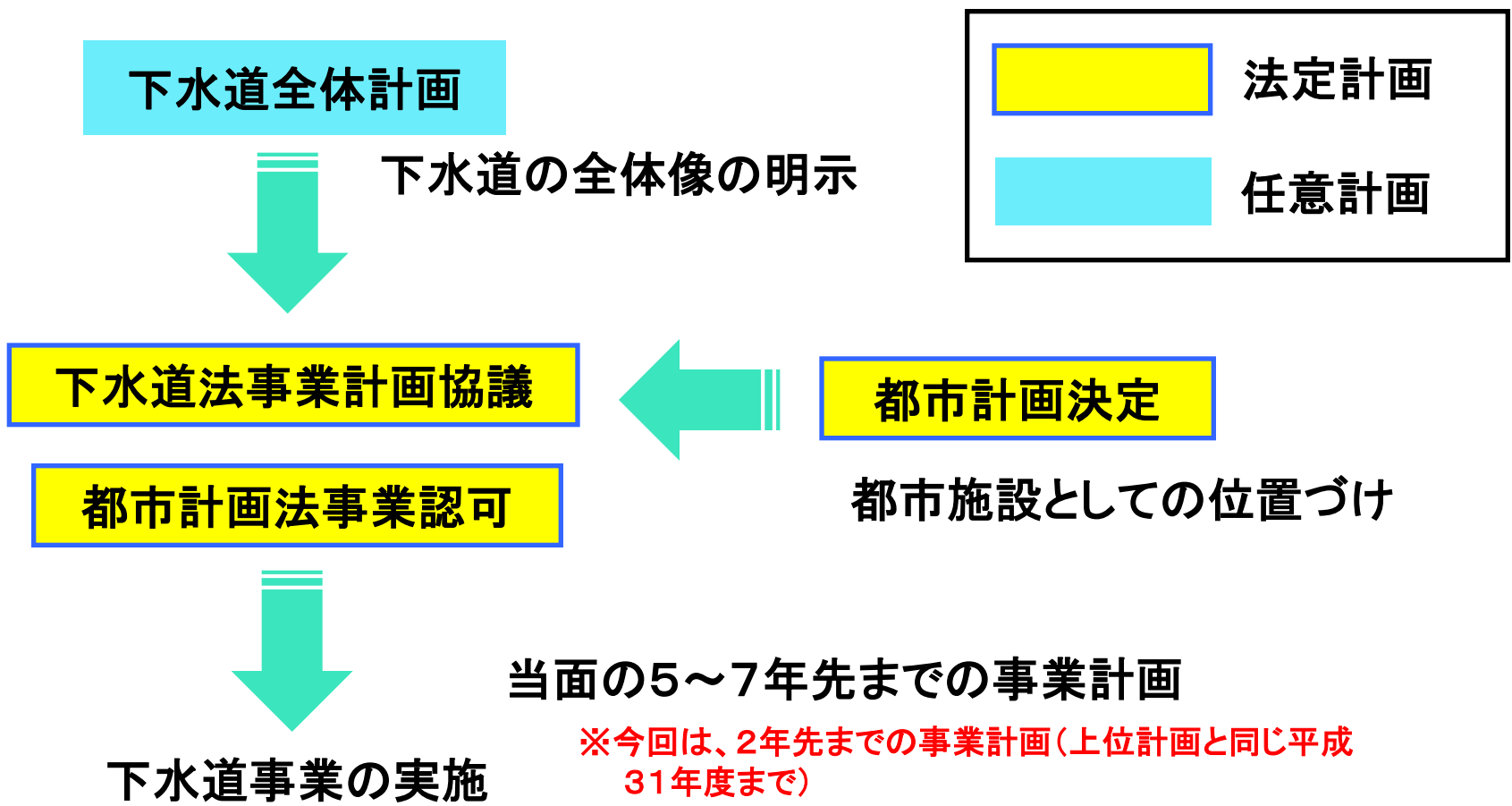
関連自治体 10市3町

川越市、所沢市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、**富士見市**、ふじみ野市、三芳町、川島町、吉見町





下水道事業の計画





富士見市公共下水道計画の変遷

◆ 全体計画

昭和47年（当初計画） 汚水 1,451ha 雨水 1,825ha

平成 8年（変更計画） 汚水 1,508ha 雨水 1,822ha

変更内容； 汚水については、柳瀬第8・第9処理分区の旧リブレーヌ計画地を追加、雨水は蛇島調節地並びに新河岸川放水路分を除外した。

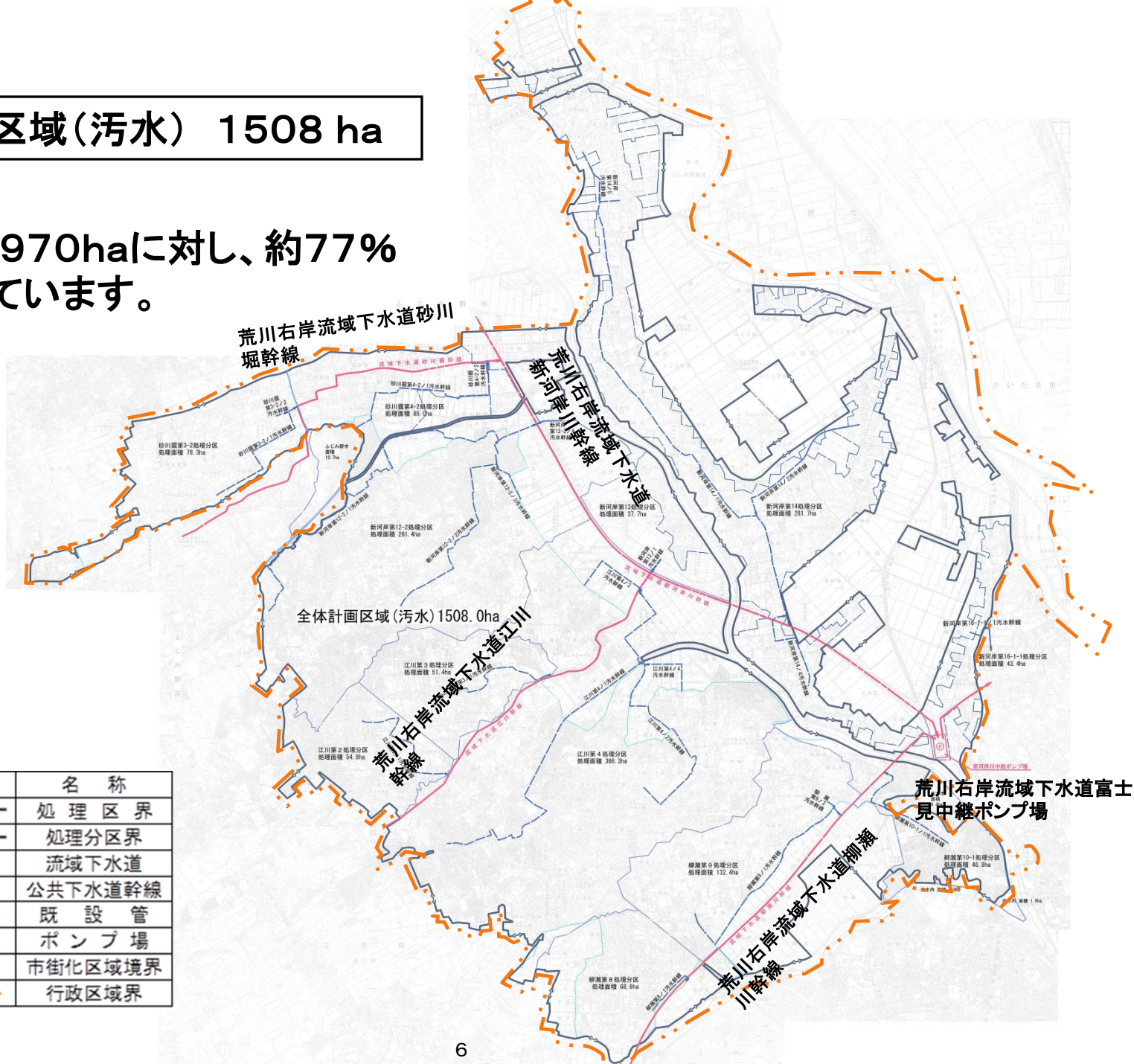
平成14年（変更計画） 汚水 1,508ha 雨水 1,822ha

変更内容； 汚水について、新河岸第14処理分区のふれあいゾーンをはじめ、計画区域に反映されていない既存の住居を追加し、富士見江川や農用地の一部を除外した。

全体計画区域(汚水) 1508 ha

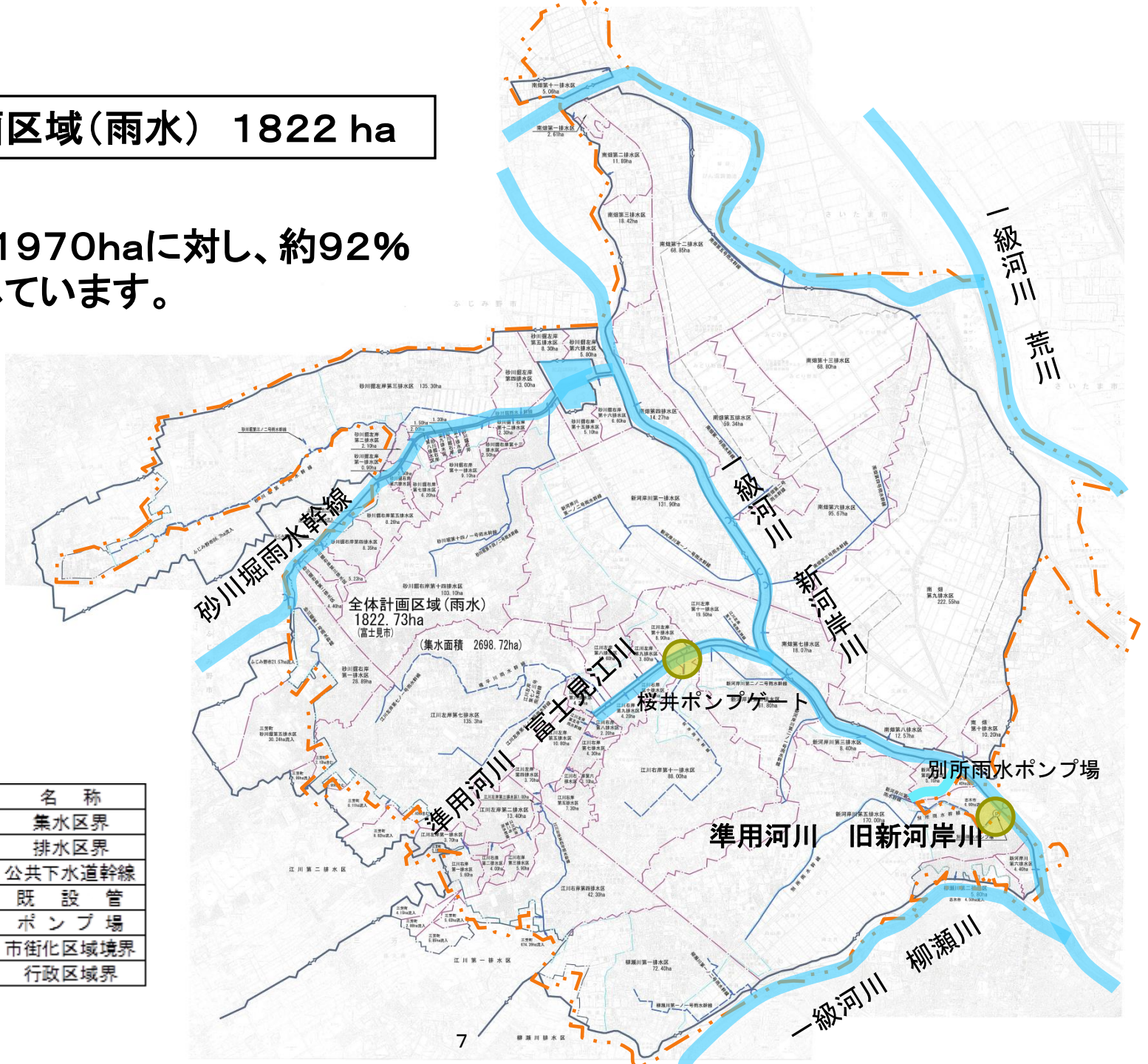
行政区域1970haに対し、約77%
を対象としています。

記号	名称
	処理区界
	処理分区界
	流域下水道
	公共下水道幹線
	既設管
P	ポンプ場
	市街化区域境界
	行政区域界



全体計画区域(雨水) 1822 ha

行政区域1970haに対し、約92%
を対象としています。



記号	名称
	集水区界
	排水区界
	公共下水道幹線
	既設管
	ポンプ場
	市街化区域境界
	行政区域界



富士見市公共下水道事業の変遷

◆ 事業年表

年月日	事業内容
昭和47年	基本計画策定 全体計画面積(汚水1,451ha 雨水1,825ha)
昭和49年10月21日	公共下水道事業着手 市街化区域全域(現市街化区域749ha)
昭和56年 1月20日	特定環境保全公共下水道事業着手(市街化調整区域90ha)
昭和56年 4月 1日	新河岸川処理センター供用開始(志木市、和光市の一部)
昭和57年 8月20日	富士見中継ポンプ場完成 公共下水道区域一部供用開始(292ha)
昭和58年 4月 1日	企業会計の一部適用(財務)
昭和63年 5月 1日	特定環境保全公共下水道区域一部供用開始(24.8ha)
平成 5年 1月 1日	「私道に対する公共下水道整備事務取扱要綱」施行
平成17年10月 1日	下水道使用料の改定(平均改定率30.7%)
平成23年 3月29日	水子、諏訪地区の拡大 事業期間の延伸 ~平成27年3月31日(汚水1,179ha 雨水552ha)
平成26年 3月25日	山室地区、他の拡大 事業期間の延伸 ~平成30年3月31日(汚水1,203ha 雨水575ha)



下水道施設の概要

(平成28年度末現在)

- 汚水施設
 - ・ 管渠総延長 (幹線、枝線) 約 3 0 4 Km
 - ・ ポンプ施設 (中継用) 2 1 箇所
 - ・ ポンプ施設 (逆流防止用) 5 箇所

- 雨水施設
 - ・ 管渠総延長 (幹線、枝線) 約 5 7 Km
 - ・ ポンプ施設 (雨水排水用) 2 箇所
 - ・ 雨水調整池 (流出抑制用) 5 箇所

ポンプ施設（雨水排水用）

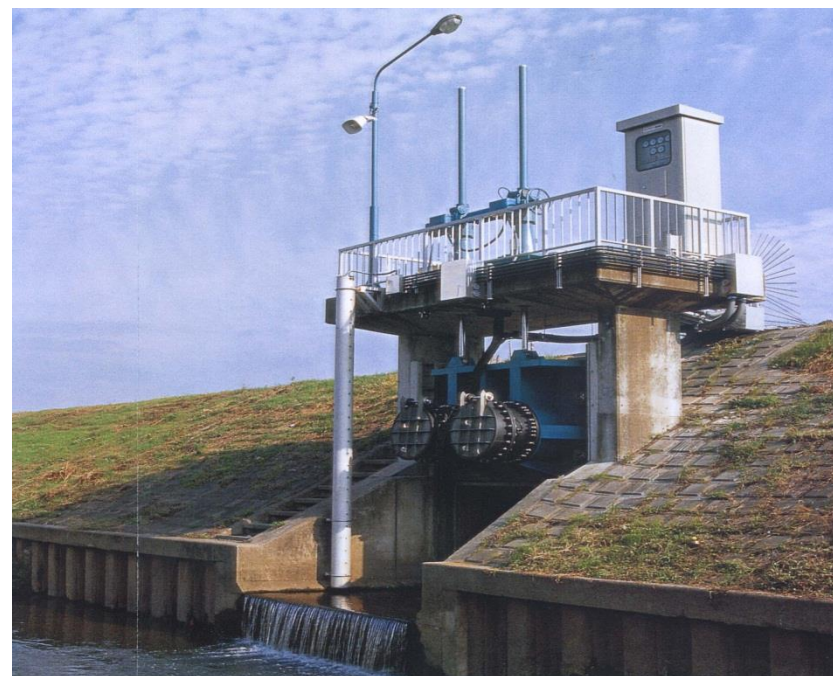


別所雨水ポンプ場

（別所雨水幹線 ⇒ 一級河川新河岸川）

H8 1.7m³/sec

H28 2.45m³/sec （将来計画3.3m³/sec）



桜井ポンプゲート

（桜井雨水幹線 ⇒ 準用河川富士見江川）

H12 1.0m³/sec



富士見市公共下水道（污水）事業

汚水事業については、昭和49年の事業着手から43年が経過し、この間、市街化区域及びこれに隣接する市街化調整区域を公共下水道事業とし、南畑・東大久保地域などの農村地域を特定環境保全公共下水道事業として整備を進め、平成28年度末の行政人口に対する普及率は、約98.2%に達している。

今回の変更案は認可区域を約20ha拡大しようとするものである。

平成28年度末整備状況と区域拡大面積

行政面積 (ha)	行政人口 (人) (A)	現計画面積			拡大後の面積		整備状況			接続状況	
		全体計画 (ha)	計画決定 (ha)	事業認可 (ha)	計画決定 (ha)	事業認可 (ha)	整備面積 (ha)	整備人口 (人) (B)	普及率 (%) (B)/(A)	水洗化人口 (人) (C)	水洗化率 (%) (C)/(B)
1,970	110,650	1,508	1,299	1,203	(12) 1,311	(20) 1,223	1015.6	108,629	98.2%	103,893	95.6%



変更案の概要一覧

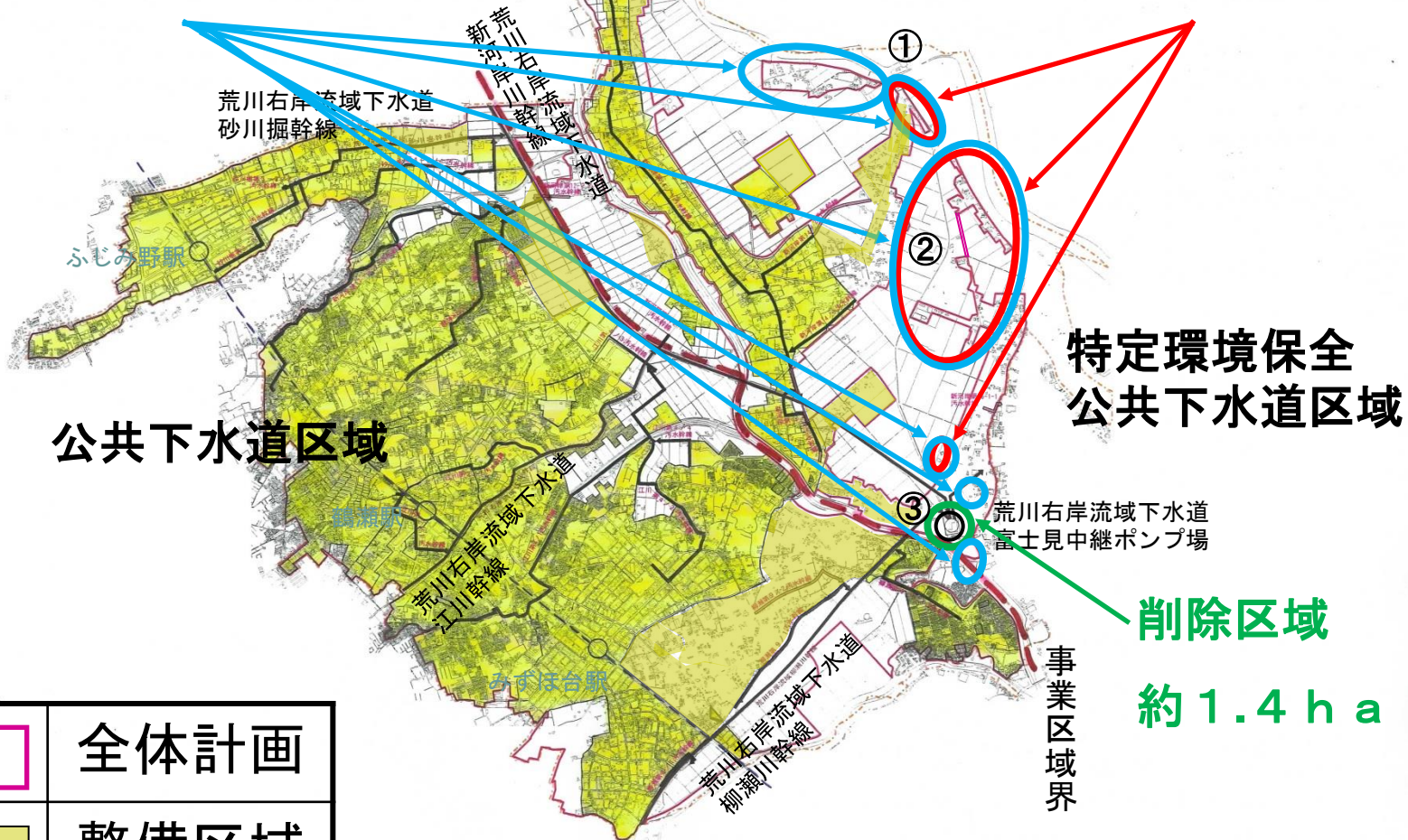
	変更となるもの	左記の概要	左記の理由
事業計画認可	予定処理 (排水) 区域の変更	【汚水】 21.1ha(都決13.0ha)の区域拡大及び 1.4ha(都決1.4ha)の区域削除 全体で約20ha(都決約12ha)の区域 の拡大となる	【汚水】 事業計画区域の管渠整備が概ね完了となることから、更なる下水道整備促進を図るため、区域の拡大をする
	処理分区界の変更	【汚水】 柳瀬第10-1処理分区の1.7haを 柳瀬第9処理分区へ変更するもの	【汚水】 経済的、施工上の理由から、処理分区界の変更を行うもの
	事業期間の 延伸	平成30年3月31日まで を 平成32年3月31日まで に 2年間の延伸	上位計画である荒川右岸流域下水道の 事業期間の延伸に合わせる

事業計画認可区域の拡大

21.1 ha

都市計画下水道区域の拡大

13 ha



公共下水道区域

特定環境保全
公共下水道区域

削除区域
約1.4 ha

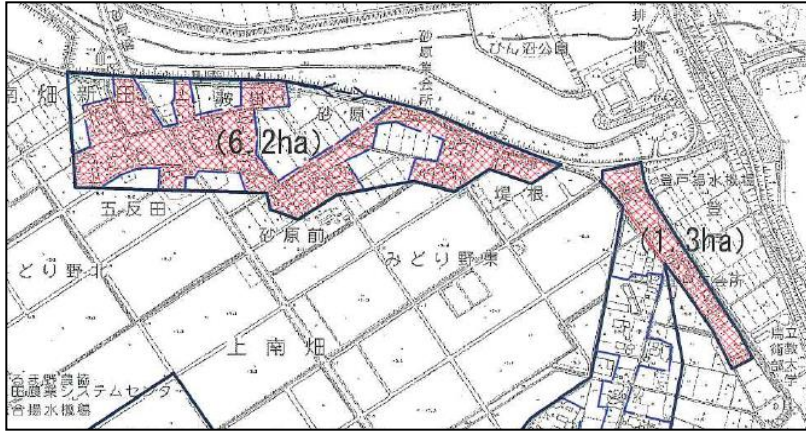
事業区域界

	全体計画
	整備区域

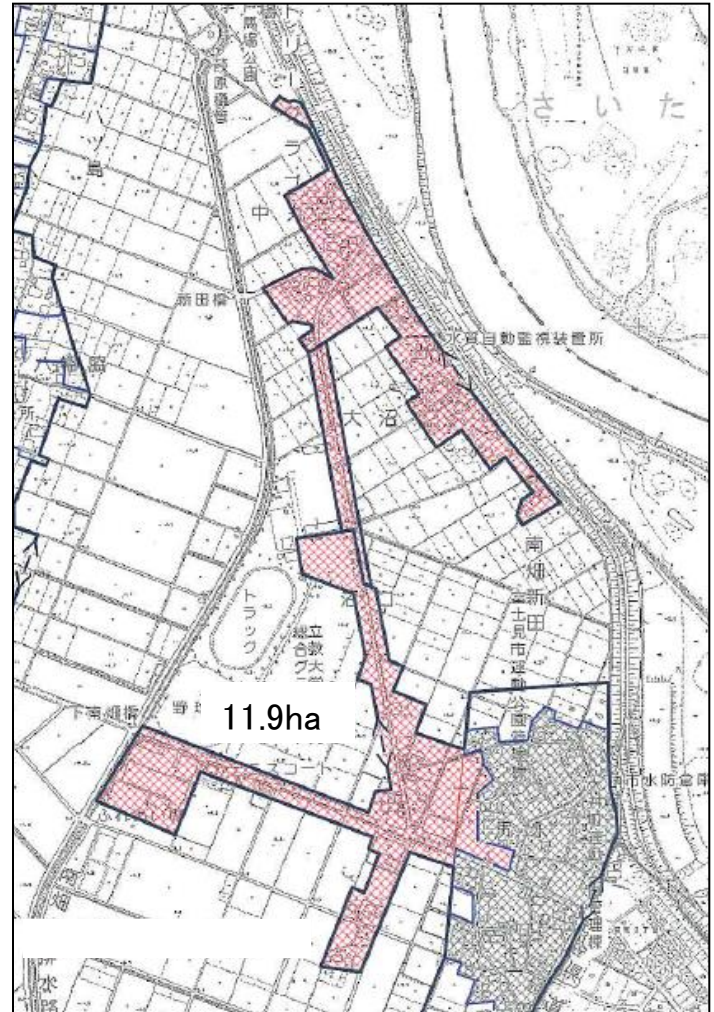
富士見公共下水道事業(変更)

汚水

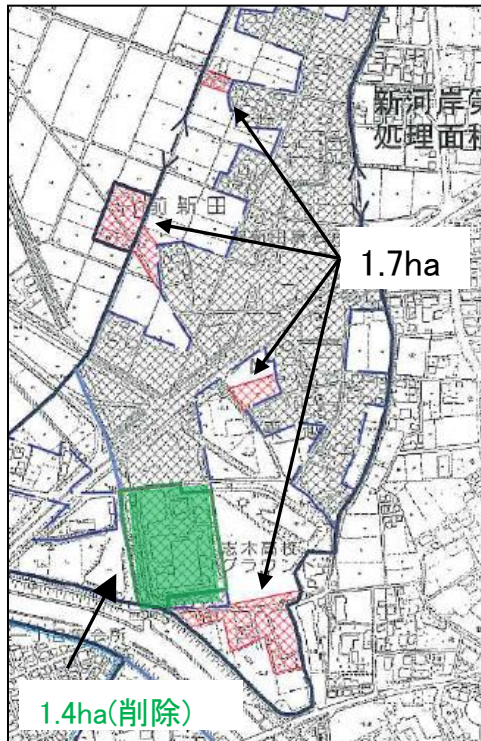
①



②



③

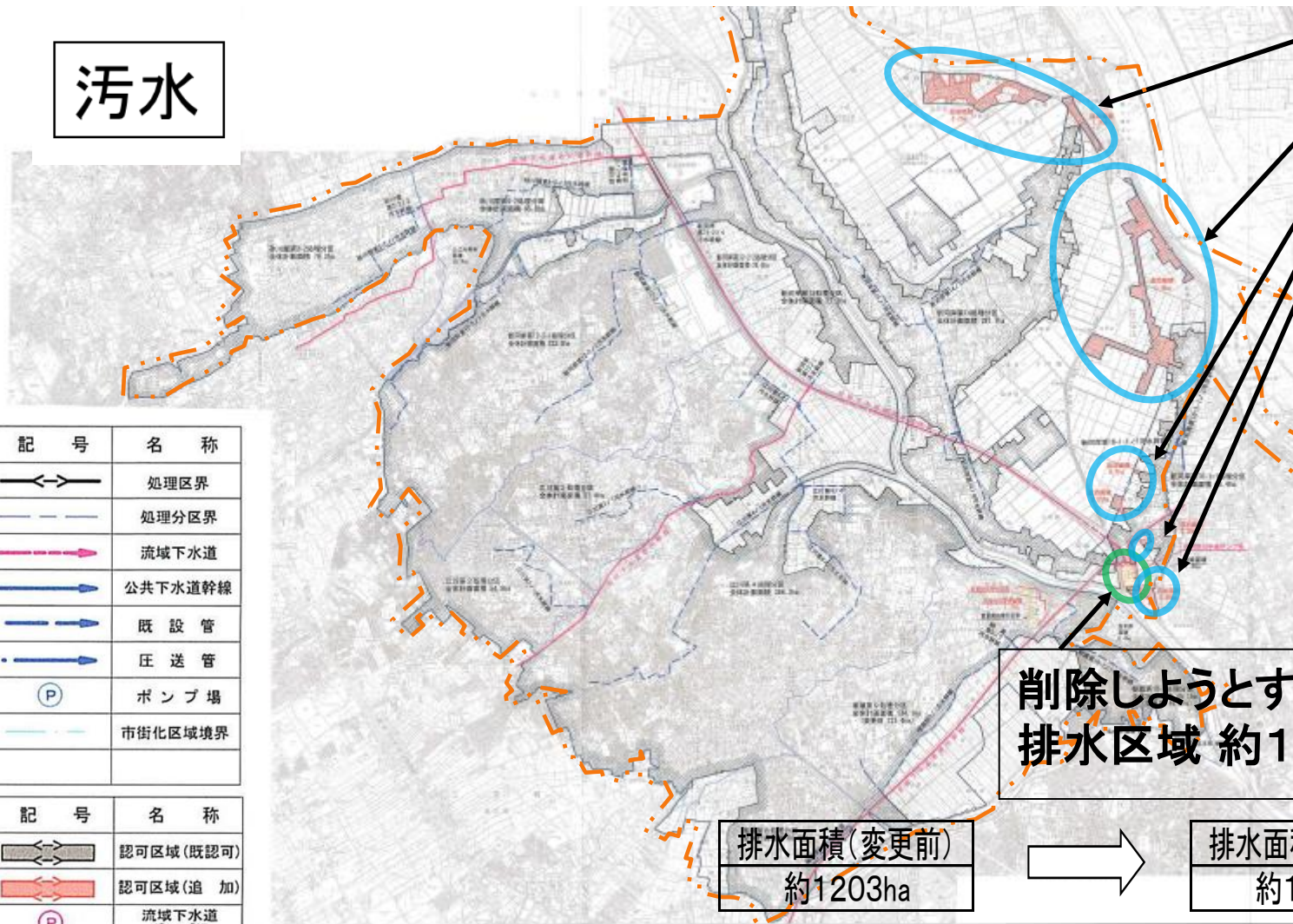


富士見公共下水道事業

(変更) 一般平面図

汚水

追加しようとする
排水区域 約21.1 ha

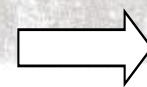


記号	名称
	処理区界
	処理分区界
	流域下水道
	公共下水道幹線
	既設管
	圧送管
	ポンプ場
	市街化区域境界

記号	名称
	認可区域(既認可)
	認可区域(追加)
	流域下水道 ポンプ場

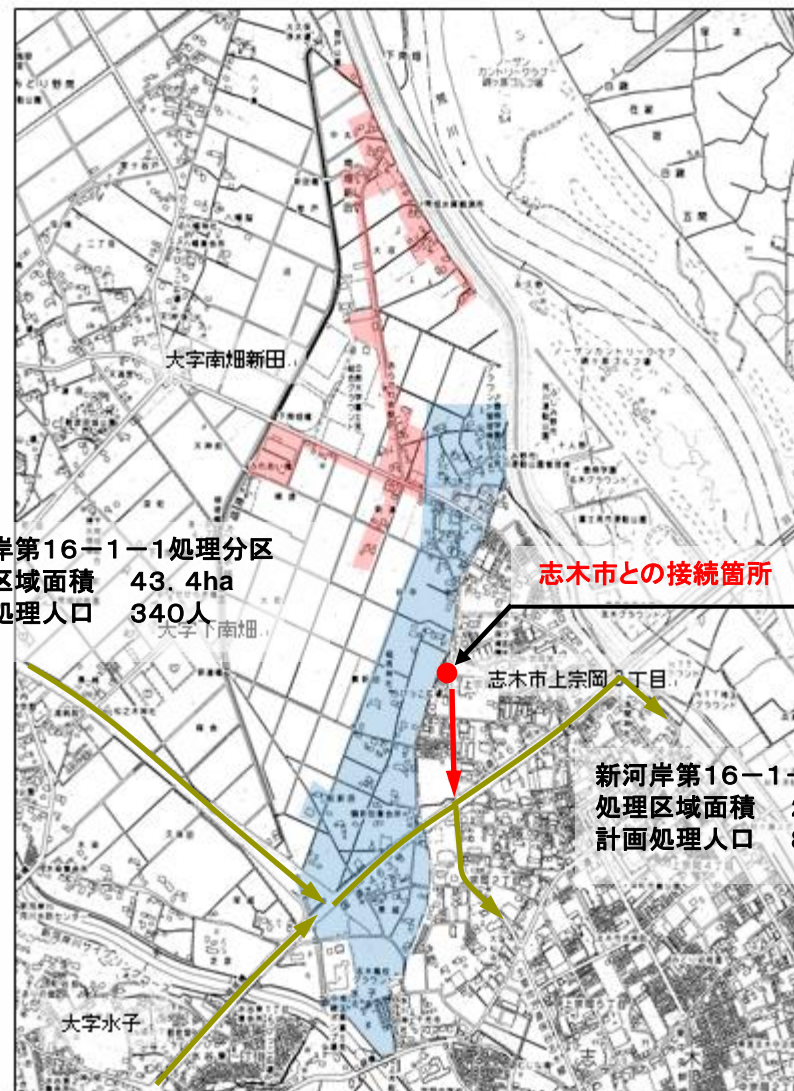
削除しようとする
排水区域 約1.4 ha

排水面積(変更前)
約1203ha



排水面積(変更後)
約1223ha

富士見市公共下水道の汚水を志木市公共下水道に流入する (新河岸第16-1-1処理分区)



新河岸第16-1-1処理分区
 処理区域面積 43.4ha
 計画処理人口 340人

志木市との接続箇所

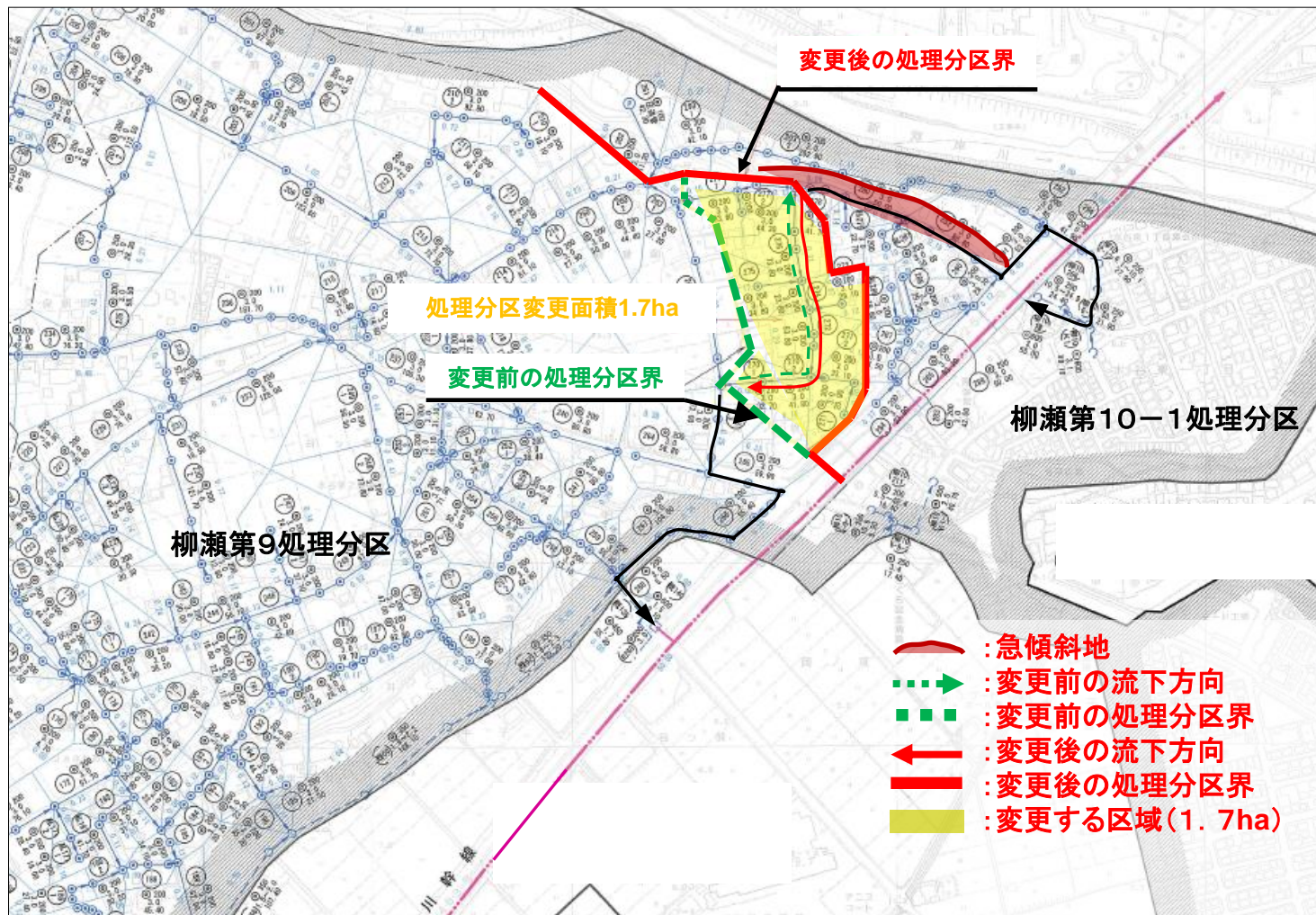
志木市上宗岡丁目

新河岸第16-1-2処理分区
 処理区域面積 23.6ha
 計画処理人口 800人

- : 拡大区域
- : 既存区域
- : 流域下水道
- : 志木市の管渠

処理分区界の変更

(柳瀬第10-1処理分区から柳瀬第9処理分区へ変更)





今後の予定について

